事　務　連　絡
令和２年５月２２日

各区市福祉事務所生活保護担当課
各区市生活困窮者自立支援制度担当課　御中

東京都福祉保健局生活福祉部保護課
東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課

緊急一時宿泊場所利用終了後の利用者の行先について（第２回）（依頼）

日頃より、生活保護行政の適正な運営に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

「緊急一時宿泊場所の利用期間終了後の支援について」（令和２年５月２２日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）でお知らせしたとおり、緊急一時宿泊場所退所後の居所の確保が困難である場合に限り、利用期間を最大で令和２年６月７日チェックイン（翌日チェックアウト）まで延長することができることとなりました。また、緊急一時宿泊場所退所後に一時的な居所として宿泊施設を継続利用する場合の手続きについても案内したところです。

つきましては、貴区市で緊急一時宿泊場所を利用している方について、緊急一時宿泊場所退所後の行先について把握させていただくため、お忙しいところ恐縮ですが、下記の調査への御協力をお願いします。

なお、生活困窮者自立支援制度担当課所管分につきましても生活保護担当課で取りまとめをお願いします。

御不明な点は、下記の担当まで御連絡ください

記

１　緊急一時宿泊場所利用終了後の利用者の行先調査

別添「貴区市緊急一時宿泊場所利用者リスト」（令和２年５月２２日時点及び令和２年６月８日時点）に、令和２年５月２２日時点及び令和２年６月８日時点の緊急一時宿泊場所利用者を記載し、以下のとおり行先を記入の上、下記担当に電子データにて提出してください。

(1)　回答方法

・生活保護制度利用の場合
　行先をＭ列に記入又はプルダウンメニューから選択
・生活困窮者自立支援制度等利用の場合
　行先をＮ列に記入又はプルダウンメニューから選択
・どちらの制度も利用しないと本人が申し出ている場合
　具体的な行先をＯ（オー）列に記入又はプルダウンメニューから選択

(2) 回答期限

・「貴区市緊急一時宿泊場所利用者リスト」（令和２年５月２２日時点）
令和２年５月２７日（水曜日）

・「貴区市緊急一時宿泊場所利用者リスト」（令和２年６月８日時点）
令和２年６月１０日（金曜日）

２　その他

緊急一時宿泊場所の利用者については、緊急事態宣言中であっても「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言終了に伴う対応について（緊急一時宿泊場所）」（令和２年４月２８日付東京都福祉保健局生活福祉部保護課長事務連絡）の別添「緊急一時宿泊場所退所後の支援について」に従い、速やかに支援を行ってください。

＜担当＞
福祉保健局生活福祉部保護課保護担当
山口
電話　０３－５３２０－４０６４
メールアドレス：S0000226@section.metro.tokyo.jp

（別添）

貴区市緊急一時宿泊所利用者リスト（令和2年5月22日時点）

項番	本人属性		宿泊ホテル			ホテル利用終了後の行先		
	氏名	受付区市	ホテル名称	利用開始予定	利用終了予定	生活保護制度利用の場合	生活困窮者自立支援制度等利用の場合	制度利用なし
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								